苦情申立手続きに関連する脅迫または報復行為に関する申し立ては、上記の手続きに従い、他の差別申し立てと同様に迅速かつ公正に処理されます。

申立人 / 上訴人が巡回裁判所で審理を進めることを希望しない限り、解決担当の差別禁止コーディネーターによる決定は最終的なものとなります。
2025年4月15日採択

郡書記長

ローリー郡委員会への差別に関する申し立ての提出について、支援を要請または必要とする方がいらっしゃいましたら、委員会は、苦情の提出を支援するため、支援を行うか、適切な支援機関を紹介します。申立人が書面での申立ができない場合は、差別禁止コーディネーターにご連絡ください。委員会は、障がいのある方または英語力に限界のある方が苦情の提出および調査手続きに十分にアクセスできるよう、必要な方針および手続きにおいて合理的な配慮を行います。障がいのある方および英語力に限界のある方には、適切な支援が提供されるものとします。また、障がいのある方または英語力に限界のある方からの苦情は、代替形式でも受け付けます。
*ローリー郡委員会の方針として、すべての差別に関する苦情は、委員会に提出されてから5日以内に受理されます。すべての差別に関する苦情は、受領後30日以内に回答するものとします。苦情を申し立てた者は、いかなる形態の差別または報復も受けることはありません。すべての差別に関する苦情は尊重され、徹底的に調査されます。

ローリー郡委員会
差別苦情申立書

宛先：差別禁止コーディネーター Jay Quesenberry、メールアドレス：jayq@raleighcounty.gov、電話番号：(304) 255-9146 内線7、ファックス番号：(304) 255-9166、ローリー郡委員会、住所：116 1/2 North Heber Street, Beckley, WV 25801

セクションI

申立人氏名：_____
住所：_____

電話番号とメールアドレス：_____

差別に関する苦情の場合は、差別の種類を明記してください。

_____

苦情または問題の簡単な説明:

_____

_____

_____

_____

申立人の署名　　日付

セクションII

A. 認定: _____

B. 解決方法（手順）: _____

C. 処分: _____